

第 20 号

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例
熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例（令和3年熊本県条例第3号）
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により設置した熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金の活用期間を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。